

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2 申請年月日

平成24年5月8日

3 実施時期

認可後、速やかに実施。

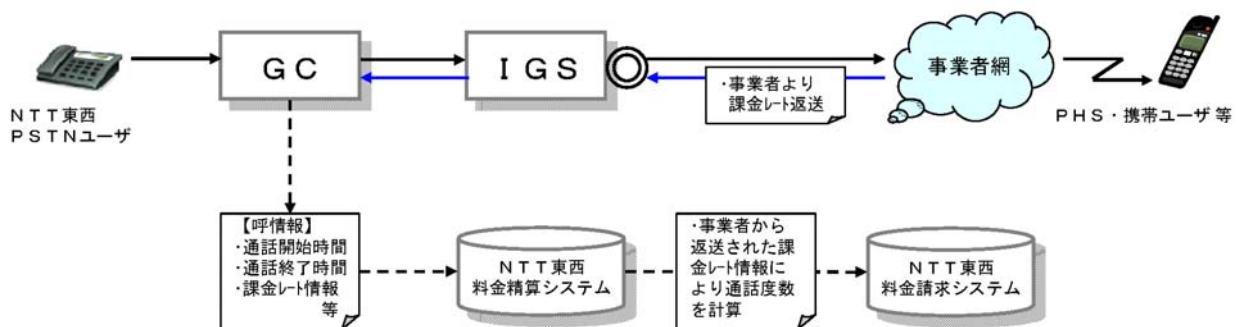
4 概要

NTT東西は従前より網改造機能として柔軟課金機能(※)を提供している。当該機能の適用事業者として、現行の接続約款においては「携帯・自動車電話事業者」「無線呼出し事業者」及び「中継事業者」が規定されているが、今般、新たにPHS事業者より当該機能の利用の要望があった。

本件は、上記の要望に対応し、柔軟課金機能をPHS事業者に提供するため、接続約款に所要の規定を行うものである。

※ NTT東西のPSTNから発信し接続事業者網に着信する接続事業者料金設定呼について、接続事業者から呼ごとに課金レートを受領し、当該課金レートに基づきNTT東西がユーザ課金を代行して行う柔軟課金方式を実現する機能。

(参考) 柔軟課金機能の概要



5 主な変更内容

従前よりNTT東西の接続約款に網改造料の対象となる機能として規定されている柔軟課金機能について、その適用事業者としてPHS事業者を追加するものである。

接続約款の変更の概要

対象		変更の概要
網改造料の対象となる機能	柔軟課金機能	現在、柔軟課金機能は「携帯・自動車電話事業者」、「無線呼出し事業者」又は「中継事業者」に適用されているが、当該機能の適用事業者にPHS事業者を追加する。

6 諮問を要しない理由

本件は、接続事業者の要望を踏まえ、従前より接続約款に網改造料の対象となる機能として規定されている柔軟課金機能について、現行の機能の内容及び接続条件の範囲内でその適用事業者のみを拡大するため接続約款の規定の変更を行うものであることから、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号（平成20年9月30日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。